

～～～学割証のご請求にあたり、ご参考ください～～～

(令和元年6月 日本学生支援機構Q&Aから抜粋)

1 学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)の発行が可能な旅行の目的

学割証は、学生・生徒の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度ですので以下の目的をもって旅行する必要があると認められる場合に限り、発行することができます。

- 〈1〉 休暇、所用による帰省
- 〈2〉 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動
- 〈3〉 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- 〈4〉 就職又は進学のための受験等
- 〈5〉 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- 〈6〉 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- 〈7〉 保護者の旅行への随行

2 学生証の対象の鉄道会社等

学生証は、旅客鉄道株式会社(JR各社)が自社の利用に関して発行しているものですので、旅客鉄道株式会社(JR各社)のみが対象です。

3 卒業生に対する学割証の発行

学生・生徒の在籍期間の使用に対して発行できます。ただし、この場合には有効期限は3か月ではなく、在籍期間の終期までになります。

- 在籍期間は、入学年度の初日(4月1日)～卒業年度の末日(3月31日)となります。

4 往復して旅行する場合の学割証の必要枚数

学生・生徒が「往復乗車券」を購入する場合は、学割証は1枚で済みます。

その他

きっぷ等の有効期限や乗車券等の詳細については、旅客鉄道株式会社(JR各社)のホームページをご覧になるか、みどりの窓口等へお問い合わせください。